

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表10号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年11月21日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

2. 監査年月日

平成 28 年 11 月 9 日（水）

3. 監査対象の課等

都市建設部都市計画課

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から 9 月 30 日）

監査実施期間：平成 28 年 9 月 23 日～11 月 9 日（10 月 25 日予備監査）

監査範囲：平成 28 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行

監査重点事項及び行政監査項目は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による

事務方法：監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、関係所帳簿、証書等

5. 所掌事務の概要

都市計画の策定及び総合調整、まちづくり条例に係る事務、都市公園・運動公園に関する事務、住居表示、都市計画法に基づく同意及び協議、県知事の許可する建築についての経由事務、建築行為等の許可に係る経由事務、等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 28 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行、平成 28 年度行政監査項目について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

7. 意見・要望

- ・総合計画の施策である「個性と魅力と活力のあるまちづくり」のもと、住民にとって大磯町が魅力ある空間であるよう、また、町民が快適に移動できる交通基盤の推進のため、町民にわかりやすい事業執行に努められたい。
- ・大磯町の将来を決定する大切な部署であり、大磯の未来像を見据えた事業展開を進められたい。